

第二阪奈有料道路道路維持業務委託の調達について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、奈良県道路公社定款第五条の規定により公告します。

なお、この業務は、履行確実性調査制度を採用する委託業務です。

平成二十八年一月十五日

奈良県道路公社理事長 稲山 一八

第一 競争入札に付する事項

一 委託名

第二阪奈有料道路道路維持業務委託

二 委託番号

第二十八―A B―一―一号

三 委託場所

生駒市鬼取町から奈良市宝来町まで

四 委託内容

- 1 全体マネジメント業務
- 2 更新計画支援業務
- 3 保守業務
- 4 舗装点検業務
- 5 修繕業務
- 6 路面清掃業務
- 7 水路清掃業務
- 8 植栽管理業務
- 9 舗装補修業務
- 10 指定補修業務
- 11 改善提案業務
- 12 緊急措置業務
- 13 引継業務

五 契約期間等

1 契約期間 契約締結日から平成三十一年三月三十一日まで

2 委託実施期間 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、一から三までに掲げる条件を満たす任意の共同企業体とします。

一 共同企業体が満たす条件

1 この入札に参加する共同企業体の運営形態は、各構成員がそれぞれ分担する業務に対して責任を持って遂行する分担実施方式であること。

2 共同企業体の代表となる構成員（以下、「代表構成員」という。）を選任すること。

3 この委託業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

(一) 最低賃金法第四条第一項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第三条に規定する最低賃金額（同法第七条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

(二) 健康保険法第四十八条の規定による被保険者（同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(三) 厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者（同条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(四) 雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者について、同法第七条の規定による届出を行うこと。

(五) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四条の二第一項の規定による届出を行うこと。

(六) この委託業務の一部を、他の者に請け負わせ又は委託し、又はこの委託業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、(一)から(五)を周知し、遵守するよう指導すること。

二 構成員のいずれかにより満たす条件

1 道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）第四十八条の二に定める自動車専用道路、高速道路株式会社法（平成十六年六月九日法律第九十九号）第二条第二項に定める高速道路、又は道路運送法（平成二十六年六月十三日法律第六十九号）第二条八項に定める一般自動車道を対象として、一年以上継続して実施した維持修繕業務（水路清掃業務、植栽管理業務（除草又は剪定）、舗装補修業務、保守業務、修繕業務、路面清掃業務のいずれか。）であって、平成十七年四月一

日から本委託の競争入札参加資格確認申請書等の提出日（平成二十八年三月十日）までに完成・引渡が完了した元請（事業運営者としての実施を含む。）としての実績を有し、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

（一） 奈良県建設工事等入札参加資格のうち「道路等維持修繕」業種の資格を有すること。

（二） 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q1役務の提供・建物管理の小分類⑩道路・公園の清掃又はQ7役務の提供・諸サービス⑮その他サービスで登録している者であること。

なお、共同企業体の構成員として実施したものにあっては出資比率が二十パーセント以上、その他の構成員として実施したものにあっては十パーセント以上に限るものとし、分担実施方式の共同企業体の構成員としての実績については、出資比率にかかわらず、各構成員が実施した分担業務における実績とする。

2 奈良県又は奈良県道路公社の発注した舗装工事（補修工事含む。）であって、平成十二年四月一日から本委託の競争入札参加資格確認申請書等の提出日（平成二十八年三月十日）までに完成・引渡が完了した元請としての実績を有し、かつ、奈良県建設工事等入札参加資格のうち「舗装」業種の資格を有している者で、A等級に登録されていること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員として施工したものにあっては出資比率が二十パーセント以上、その他の構成員として施工したものにあっては十パーセント以上に限るものとし、分担実施方式の共同企業体の構成員としての施工実績については、出資比率にかかわらず、各構成員が施工を行った分担工事における実績とする。

3 奈良県又は奈良県道路公社の発注した橋梁工事（補修工事含む。）又はトンネル工事（補修工事含む。）であって、平成十二年四月一日から本業務の競争入札参加資格確認申請書等の提出日（平成二十八年三月十日）までに完成・引渡が完了した元請としての実績を有し、かつ、奈良県建設工事等入札参加資格のうち「土木一式」業種の資格を有している者で、A等級（A1グループを含む。）に登録されていること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員として施工したものにあっては出資比率が二十パーセント以上、その他の構成員として施工したものにあっては十パーセント以上に限るものとし、分担実施方式の共同企業体の構成員としての施工実績については、出資比率にかかわらず、各構成員が施工を行った分担工事における実績とする。

4 建設コンサルタントを共同企業体の構成員とする場合は、奈良県建設工事等入札参加資格のうち建設コンサルタント「道路」部門の資格を有している者で、奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

5 委託実施期間中に入札説明書第五2（3）及び（4）の要件を満たす予定技術者を委託場所に配置できること。

6 委託実施期間中に入札説明書第五2（5）の要件を満たす現場代理人を委託場所に専任で配置できること。

7 舗装補修業務の実施中に入札説明書第五2（6）の要件を満たす舗装施工管理技術者を委託場所に配置できること。

三 全ての構成員が満たす条件

1 この入札に参加する他の共同企業体の構成員とならないこと。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の四第一項の規定に該当しないこと。

3 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成八年十二月十日奈良県告示第四百二十七号）第二条ただし書の規定に該当しないこと。

4 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月二十七日奈良県告示第四百二十五号）第二条ただし書の規定に該当しないこと。

5 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。

6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号。以下「新法」という。）第十七条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号。以下「旧法」という。）第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧

更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

8 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

9 この入札に係るコンサルタント業務に関与した八千代エンジニアリング株式会社又は同社と資本又は人事面において関連がある者（同社の発行済株式数の五十パーセントを超える株式を有し、若しくはその出資の総額の五十パーセントを超える出資をしている者又は同社の役員を兼ねている者をいいます。）でないこと。

10 奈良県又は大阪府内に本店、支店又は営業所を有する者

11 二の1から4までの条件をいずれか一つ以上満たすこと。

第三 入札手続等

一 入札説明書の交付

1 交付期間

平成二十八年一月十五日（金）から同年三月十日（木）まで

2 交付方法

奈良県道路公社のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <http://www.nara-dourokousha.or.jp/>

二 設計図書等の電子データ配布及び閲覧

1 配布及び閲覧の期間

(一) 配布期間 平成二十八年一月十五日（金）から同年二月八日（月）まで（日曜日、土曜日（以下「日曜日等」といいます。）を除きます。）

(二) 閲覧期間 平成二十八年一月十九日（火）及び同月二十日（水）

2 配布方法

設計図書等の一部はCD-RまたはCD-RWに電子データを焼き付けて配布します。設計図書等の配布を受けたい入札参加予定者は、データの入っていないCD-RまたはCD-RWを持参して、3で示す場所で設計図書等の電子データの焼き付けを受けて下さい。

3 配布及び閲覧の場所と時間

〒六三九一〇四一 大和郡山市満願寺町六〇一

奈良県郡山総合庁舎三階

奈良県道路公社総務企画課総務契約係

電話番号 ○七四三一五一〇二五五（ダイヤルイン）

午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

4 その他

配布及び閲覧の申込方法及び閲覧方法に関する留意事項は、入札説明書に示します。

三 入札参加申込書の提出

要しません。

四 技術提案書等の内容確認

この入札に参加しようとする者は、入札説明書及び設計図書等を参考として、技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」といいます。）を書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、提出期限までに技術提案書等を提出しない者、技術提案書等が適正でない者、未記載である者又は提案を求めている事項に以上の欠落がある者は、この入札に参加することができません。

1 提出期限

平成二十八年二月八日（月）午後四時（期限までに到着したのみ有効とします。）

2 提出場所

二の3に同じ。

3 提出方法

書留郵便に限りません。封筒に「平成二十八年三月九日開札 第二阪奈有料道路 道路維持業務委託 技術提案書在中」と朱書き、奈良県道路公社理事長宛ての親

展としてください。

4 その他

- (一) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (二) 提出された技術提案書等は、内容の審査のために使用する以外には、提出者に無断で使用しません。
- (三) 提出された技術提案書等は、返却しません。
- (四) 提出期限までの間は、再提出を認めます。この場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。ただし、部分的な差替え、追加等は認めません。
- (五) 提出期限後の再提出は、認めません。

五 入札の方法及び開札の日時等

1 入札の手続

入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「平成二十八年三月九日開札 第二阪奈有料道路道路維持業務委託 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書及び見積根拠資料を入れ、封印等の処理をし、奈良県道路公社理事長宛ての親展として平成二十八年三月八日（火）午後四時までにこの3に定める場所に到着するようにしてください。詳細は、入札説明書にまいります。

2 開札の日時

平成二十八年三月九日（水）午前十一時

3 開札の場所

大和郡山市満願寺町六〇―一

奈良県郡山総合庁舎四階講義研修室

六 入札に係る金額の記入方法

入札は、三年間の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

七 入札執行回数

入札執行回数は、二回までとします。一回目の入札（以下「初度入札」といいます。）において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに二回目の入札（以下「再度入札」といいます。）を行います。ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

なお、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできません。

第四 その他

一 入札保証金

免除します。

二 契約保証金

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条に定めるところによります。

三 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

五 契約書作成の要否

要しません。

六 落札者の決定方法等

1 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この業務の総合評価に関する基準は次のとおりとします。

(一) 入札価格に対する価格評価点の計算は次の算式で行い、小数点以下二位まで算出するものとし、三位以下は切り捨てるものとします。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{入札書比較価格}} \right) \quad (\text{予定価格の} 108 \text{分の} 100 \text{に相当する金額})$$

(二) 技術評価点の計算は、次の算式で行い、小数点以下二位まで算出するものとし、三位以下は切り捨てるものとします。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \left(\frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}} \right)$$

(三) 価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の上記(一)及び(二)によって得られた価格評価点と技術評価点の合計値(以下「評価値」という。)をもって行うこととし、その計算は次の算式で行います。

價値＝技術價値＋品質價値

(四) 技術提案評価の履行の確保

この業務の受注者は、契約後に技術提案書の内容を満たす業務計画書を提出し、必ず履行しなければなりません。

(五) 詳細は、入札説明書によります。

2 落札者の決定方法等

入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の四に定める技術提案書等の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とし、七の競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。この場合において、評価値の最も高い者が二人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格が、入札書比較価格の十分の六に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る場合は、落札候補者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札候補者とならない場合があります。

なお、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、入札説明書に定める履行確実性調査報告書を開札の日の五日後(その日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日)の午前九時から正午までの間に第三の二の3に定める場所に提出するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

聞き取り調査の結果、次のいずれかに該当すると認められる場合には、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合に該当するものとし、調査対象者(次順位以降の者が履行確実性調査の調査対象となった場合の次順位以降の者を含みます。)の入札を無効とします。

(一) 履行確実性調査に協力しない場合

(二) 設計仕様等に適合しない場合

(三) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合

- (四) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (五) 法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- (六) (一)から(五)までに掲げる場合のほか、適正な業務の履行が確保されないおそれがある」と認められる場合

七 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- 1 提出日時 平成二十八年三月十日（木）午後四時
 - 2 提出場所 第三の二の3に同じ。
 - 3 提出部数 各一部
 - 4 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。
- 八 手続における交渉の有無

無

九 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者（落札者が共同企業体の場合は、共同企業体構成員のうち一者以上。以下同じ。）が入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領若しくは奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しません。また、落札者について次の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- 1 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」といいます。）第二条第六号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- 3 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る

目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

4 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

5 3及び4に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6 この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

7 この契約に係る下請契約等に当たって、1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（6に該当する場合を除きます。）において、本公社が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

十 契約の解除

契約締結後、契約者（契約者が共同企業体の場合は、共同企業体構成員のうち一者以上。以下同じ。）について九の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本公社に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、九の1、3、4及び5中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

十一 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに技術提案書等に関する問い合わせ先

〒六三九一〇四一 大和郡山市満願寺町六〇一

奈良県郡山総合庁舎三階

奈良県道路公社総務課総務契約係

電話番号 ○七四三一五一〇二五五（ダイヤルイン）

E-mail douro@nara-kousha.or.jp

十二 その他

詳細は、入札説明書によります。